


平成 28 年 3 月 18 日

## 書 類 送 付 書

原告 朴 鐘碩 様 FAX : 045-871-5643	
<p>下記直送いたしますので御査収下さいますようお願いいたします。          なお、下記受領書を裁判所及び当職に対し FAX にてご送付下さい</p> <p style="text-align: right;">被告訴訟代理人弁護士 吉田 瑞穂 </p> <p style="text-align: right;">〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1          丸の内パークビルディング          森・濱田松本法律事務所          (TEL:03-6266-8994 FAX:03-6266-8894)</p>	
事件の表示	<p>裁 判 所 : 東京地裁民事第 2 4 部合議D係          次回期日 : 平成 2 8 年 3 月 2 3 日午後 2 時 3 0 分</p> <p>平成 2 6 年 (ワ) 第 2 1 4 6 号 原発メーカー損害賠償請求事件          原 告 : 唯野 久子 ほか / 被 告 : GE ジャパン株式会社 ほか</p> <p>平成 2 6 年 (ワ) 第 5 8 2 4 号 原発メーカー損害賠償請求事件          原 告 : 長野 寛 ほか / 被 告 : GE ジャパン株式会社 ほか</p>
送付書類	<p>・ 被告準備書面 ( 3 )</p> <p>※副本クリーン版は期日当日持参致します。</p>

## 受 領 書

東京地方裁判所民事第 2 4 部合議D係 御中 (FAX : 03-3581-5444)
被告訴訟代理人弁護士 吉田 瑞穂 行 (FAX : 03-6266-8894)
平成 年 月 日 上記書類正に受領いたしました。
住所
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野 久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

### 被告準備書面 (3)

平成28年3月18日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告 株式会社日立製作所 訴訟代理人

弁護士

吉田 瑞穂



同

田中 浩之



同

金丸 和弘



被告日立製作所は、原告ら②による平成28年3月11日付第3準備書面(以下「原告ら②第3準備書面」という。)及び平成28年3月9日付第4準備書面(以下「原告ら②第4準備書面」という。)並びに原告ら①による平成28年3月23日付第5準備書面(以下「原告ら①第5準備書面」という。)に対し、以下のとおり反論する。本書面で用いる略語等は従前と同様とする。

## 第1 原告ら②第3準備書面による変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告株式会社日立製作所に対する請求を棄却する
  - 2 原告らと被告株式会社日立製作所との間に生じた訴訟費用は、原告らの負担とする
- との判決を求める。

## 第2 原告ら②第4準備書面の主張に対する反論

原告ら②の主張する損害は、「原発事故を契機として」生じた「精神的損害」であるところ(原告ら②第4準備書面4頁)、仮にこれが法的保護に値するものであれば、これらはいずれも原賠法にいう「原子力損害」(原賠法2条2項)そのものであって、原子力事業者でない被告日立製作所が損害賠償責任を負う余地はない(原賠法4条1項、4条3項。被告日立製作所準備書面(1)12～13頁)。原告ら②の主張は理由がない。

このように、原告ら②の主張には理由がなく、原告ら②の求釈明(原告ら②第4準備書面7頁)には回答しない(被告日立製作所答弁書16頁)。

## 第3 原告ら①第5準備書面の主張に対する反論

### 1 「第1章 原子炉の欠陥」と題する主張について

原告ら①は、原告ら①第4準備書面9頁に引き続き、製造物責任法にいう「欠陥」について主張する(原告ら①第5準備書面1～52頁)。

しかし、原賠法は合憲であるため、本件に製造物責任法は適用されないことは(原賠法第4条3項)、被告日立製作所答弁書3～14頁で述べたとおりである。原告ら①の主張は、何ら反論になっておらず、失当である(被告日立製作所答弁書16頁参照)。

## 2 「第2章 被告ら原発メーカーの重過失」と題する主張について

原告ら①は、被告らに「重過失」があったと主張する（原告ら①第5準備書面52～65頁）。

しかし、原賠法は合憲であるため、原子力事業者でない被告日立製作所は損害賠償責任を負わないことは（原賠法4条1項）、被告日立製作所答弁書3～14頁で述べたとおりである。原告ら①の主張は、何ら反論になっておらず、失当である。

## 3 「第3章 適用違憲（予備的主張）」と題する主張について

原告ら①は、「本件原発事故に責任集中制度を適用することは違憲である」とし、その根拠として、原賠法の「責任集中制度規定」は、「原発メーカーに重過失が認められること」と「原発事故による被害の規模が、原賠法の想定を大きく上回ること」のいずれも満たさないとの要件があるとの「合憲限定解釈をされるべきである」と主張する（原告ら①第5準備書面66～69頁）。

しかし、原賠法の責任集中制度に関する条文には上記要件は全く記載されておらず、その他の原賠法の条文からも上記要件を付加して解釈すべきことは何ら読み取れず、原告ら①の「合憲限定解釈」はおよそ根拠のない独自の見解に過ぎない。

結局のところ、原告ら①の適用違憲に関する主張は、法令が適用を予定している場合の一部について、その適用を違憲とするものであり、ひっきょう法令の一部を違憲とするに等しく、失当である（被告日立製作所答弁書13～14頁）。

なお、責任集中制度は、原子力事業者以外の第三者に「原子力損害を発生させるという故意」がある場合にも適用されることが前提とされており（丁10参照）、また、まさに本件原発事故のように「賠償措置額を大きく上回る損害が発生した場合」に適用されることを想定した上で構築されたものであることは、被告日立製作所答弁書14頁で述べたとおりである。

#### 4 「第4章 Reitsma 意見書について」と題する主張について

原告ら①は、乙2について縷々主張する。(原告ら①第5準備書面69～75頁)。

しかし、そもそも原賠法は原子力発電所稼働の根拠となる法律ではなく、あくまでも原子力損害に対する損害賠償について定める法律であり(原賠法1条)、原賠法によって原子力損害に対する完全な損害賠償がなされる以上、原賠法の違憲性が問われる余地はないことは、被告日立製作所答弁書3～6頁で述べたとおりである。原告ら①の主張は、何ら反論になっておらず、失当である。

以上